

自動体外式除細動器（AED）借上仕様書

1 件 名 自動体外式除細動器（以下、AED）借上

2 納入台数 7 台

3 納入場所 4 箇所（7 台）

納入場所	住 所	施設名①	台 数	施設名②	台 数
四之宮水再生センター	神奈川県平塚市 四之宮四丁目 19 番 1 号	管理棟	1(AED 収 納ボック ススタン ド付)	四之宮ふれあ い広場受付	1
柳島水再生センター	神奈川県茅ヶ崎 市柳島 1900 番地	管理棟	1(AED 収 納ボック ススタン ド付)	/	/
酒匂水再生センター	神奈川県小田原 市西酒匂一丁目 1 番 54 号	管理棟	1(AED 収 納ボック ススタン ド付)	酒匂きらり 広場受付	1
扇町水再生センター	神奈川県小田原 市扇町六丁目 819 番地	管理棟	1(AED 収 納ボック ススタン ド付)	扇町しらさぎ 広場受付	1

4 賃貸借期間

令和 6 年 9 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日までの 60 か月

5 機器仕様

- (1) AED 本体及び電極パッドは医療用具として医薬品医療機器等法上の承認を得ていること。
- (2) 非医従事者の使用が認められていること。
- (3) AED 本体、付属品は新品であること。
- (4) 出力波形は二相性波形式であること。
- (5) 使用方法について、日本語による音声及び文字・イラストによるガイド機能を有すること。
- (6) 胸骨圧迫、人工呼吸のガイド機能を有すること。
- (7) 最新の日本版救急蘇生ガイドラインに対応していること。
- (8) 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会による「耳マーク」提示の

承認を得たものであること。

(9) セルフテスト機能を有し、AED 本体、電極パッド、バッテリー等のセルフテストを毎日 1 回以上行い、不具合等が生じた場合は、不具合等が解消するまで音による警告を続けること。

(10) 「小児対応機能種」であること。未就学児（小児）への使用を考慮し、AED 本体が小児モードに切替のできる機種、又は電極パッドにより小児用としても使用できるものとする。

6 付属品（1 台あたり）

- (1) バッテリー 1 個
- (2) 電極パッド 2 組
- (3) 心肺蘇生の際に必要な救急セット 1 式
- (4) 交換用パッドカートリッジ（成人用・小児用：兼用可）
- (5) 専用キャリングケース
- (6) AED 設置看板（看板・シール等）
- (7) その他付属品

7 AED 収納ボックススタンド付（4 台）

管理棟の各納入場所に 1 台ずつ設置すること

8 保守管理

- (1) バッテリーや電極パッド等定期交換が必要な消耗品については、使用期限内に無償で交換し、正常に使用できる状態に保つこと。
- (2) 契約期間中、発注者の責によらない故障、盗難、破損が生じた場合、機器の交換、修繕等を迅速に行うこと。なお、修繕期間中は代替品を無償で提供すること。
- (3) 使用した消耗品（付属品含む）については無償で交換すること。
- (4) 機器の保守にあたっては、機器メーカーと連携をとること。また、AED 本体に保守担当者の連絡先を明示し、24 時間 365 日電話対応が可能であること。
- (5) 平成 21 年 4 月 16 日厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」で求められている事項について対応すること。

9 その他

- (1) 納入に際しては、納入場所の担当者の立ち合いで行い、電源を投入し、良好に作動することを確認すること。また、AED の取り扱い説明を各設置場所の職員に実施すること。使用方法の照会については、随時応じること。
- (2) 賃貸借終了後、受注者は AED（付属品含む）を撤収すること。その際の費用は受注者の負担とする。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議により定めるものとする。